

制定 令和 8 年 3 月 1 0 日

京都市畜産環境改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市区域内の畜産事業による生活環境の汚染を防止し、もって市民の生活環境を保全することを目的とし、畜産事業を営む者が組織する団体が実施する畜産環境改善事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、消臭、防臭、殺虫、殺鼠等を目的とする薬剤等（以下「薬剤等」という。）を使用することにより、畜産事業により生じる周辺生活環境の汚染を防止する事業（以下「補助事業」という。）で、市長が適当と認めるものについて交付する。

2 補助金の交付の対象者は、補助事業を行う畜産事業を行う者が組織する団体とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、前条に定める経費の 2 分の 1 以内の額で、毎年度予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(交付の申請)

第 4 条 条例第 9 条の規定による申請は、交付申請書（第 1 号様式）によって、事業開始までに行うものとする。

2 前項第 1 号の申請には、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書

3 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、条例第 1 2 条に基づき、交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(標準処理期間)

第 6 条 市長は、条例第 9 条による申請が到達してから 2 0 日以内に条例第 1 0 条各項の

決定をするものとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として、条例第12条第1項による交付決定後に行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に着手する場合にあっては、交付決定前着手届（第3号様式）を提出するものとする。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、変更承認申請書（第4号様式）によって行うものとする。この場合の変更交付決定通知は、第5条の交付決定通知書（第2号様式）を、変更交付決定通知書と読み替えて申請者に通知する。

2 条例第11条第1項第1号によるあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 経費の変更が総事業費の5分の1以内の増減で、かつ補助金額の変更が、5分の1以内の減額であるもの

(補助金の概算払い)

第9条 条例第21条第2項による概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(中止又は廃止の申請)

第10条 条例第11条第1項第2号に規定する補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止・廃止承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、補助事業の完了後、その日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）によって行うものとする。

2 前項第1号の実績報告には、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書その他薬剤の購入金額及び購入量を示す書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による報告により、交付対象事業が適切に行われたと認めるときは、交付額を決定し、交付額決定通知書（第8号様式）により通知したうえで、補助金を交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定と補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、報告書（第9号様式）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、概算払いによって交付された額が、前条により決定した交付額を上回った場合は、期限を付して該当補助金の返還を求めるものとする。

(処分の制限)

第14条 条例第31条ただし書に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数、及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けたものが、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、取得財産等処分承認申請書（第10号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、農林政策担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

京都市畜産環境改善事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
申請金額	円 (総事業費 円)
事業の概要	
家畜の種類・頭羽数 及び戸数	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
添付書類	収支予算書・事業計画書

京都市指令 第 号
年 月 日

<申請者> 様

京 都 市 長
担当（ ）

京都市畜産環境改善事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市畜産環境改善事業補助金については、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

記

1 交付予定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出しないこと。
- (2) 事業の内容を変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ京都市畜産環境改善事業補助金交付要綱第8条又は第10条に基づき、承認を受けてください。
- (3) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
- (4) 実績報告書提出後、しゅん工検査を実施します。
- (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (6) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類は、補助事業完了の翌年度から起算して10年間保管してください。
- (7) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市畜産環境改善事業補助金交付要綱を遵守してください。

（不交付の場合）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

京都市畜産環境改善事業補助金交付決定前着手届

年 月 日付で補助金の交付申請を行った 年度京都市畜産環境改善事業補助金について、下記条件を了承のうえ、交付決定前に着手したいので、京都市畜産環境改善事業補助金交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間に天災などの事由によって実施した活動に損失を生じた場合、これらの損失は交付決定前着手届を提出した団体が負担すること。
- 2 補助金の交付決定がなされなかった場合及び、交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- 3 着手から交付決定を受ける期間内においては、当該事業の計画変更は行わないこと。

着手予定年月日	交付決定前着手の理由

第4号様式（第8条関係）

京都市畜産環境改善事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

<p>年 月 日付け京都市指令 第 号で補助金の交付決定があつた畜産環境改善事業補助金について、京都市畜産環境改善事業補助金交付要綱第8条の規定により変更の承認を申請します。</p>	
申請事業に要する経費 (変更前)	
申請事業に要する経費 (変更後)	
変 更 理 由	
交付を受けようとする 補助金の額 (変更後)	円
添 付 書 類	収支予算書・事業計画書

第5号様式（第9条関係）

京都市畜産環境改善事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条の規定により補助金の概算払を請求します。	
交付決定日及び番号	年 月 日付け京都市指令 第 号
交 付 予 定 額	円
うち、受領済補助金額	円
概算払請求の理由	
概算払請求額	円

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

京都市畜産環境改善事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった 年度
京都市畜産環境改善事業補助金について、中止 廃止 したいので、京都市畜産環境改善事業補
助金交付要綱第10条に基づき承認されたく申請します。

記

1 中止・廃止の理由

注 該当する□に、レ印を記入してください。

京都市畜産環境改善事業補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により実績を報告します。	
事業の概要	
家畜の種類・頭羽数 及び戸数	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
交付決定日及び 決定番号	年 月 日付け京都市指令 第 号
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・領収書その他薬剤の購入金額及び購入量を示す書類

第8号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

<申請者> 様

京 都 市 長
担当（ ）

京都市畜産環境改善事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付で実績報告のありました京都市畜産環境改善事業補助金については、下記のとおり交付額を決定しましたので、京都市畜産環境改善事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

本通知を受取り後、速やかに請求書を御提出ください。

第9号様式(第13条関係)

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

年度京都市畜産環境改善事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令 第 号で補助金の交付決定があった上記事業についての消費税及び地方消費税の額が確定しましたので、下記のとおりその実績を報告します。

記

- (1) 補助金額 円
- (2) 補助金の確定時における補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- (3) 補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定額 円
- (4) 補助金返還相当額(3) - (2) 円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

第10号様式（第14条関係）

京都市畜産環境改善事業補助金取得財産等処分承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

年 月 日付け京都市指令 第 号で補助金の交付決定があった事業により取得した財産を処分したいので、京都市畜産環境改善事業補助金交付要綱第14条の規定により処分の承認を申請します。	
取得財産の種類	
取得年月日	
取得価格	
補助金交付額	
処分の理由	